

茂原市総合計画後期基本計画(案)に関する
パブリックコメント結果とご意見への回答(案)

令和8年1月

茂原市 総合企画部企画政策課

パブリックコメントの概要

○茂原市総合計画後期基本計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。実施概要は以下のとおりです。

募集期間	令和7年 11 月 20 日（木）～令和7年 12 月 22 日（月）
公開資料	茂原市総合計画後期基本計画（案）
募集方法	・企画政策課（市役所 4 階）、市役所 1 階情報公開コーナー、本納支所 ・市公式ウェブページ
対象	・市内に住所を有する方 ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方 ・市内に存する学校に在学する方 ・本案件に利害関係を有する方
提出方法	・企画政策課へ直接持参、郵送、ファクス、電子メール
募集結果	4名の方から合計 22 件のご意見を頂きました。

ご意見と回答(案)

NO	意見	回答(案)
1	P30 住民基本台帳人口について、外国人の人口を含むようになったのは平成 24 年からのので、その旨を資料編等で補記したほうが良いと考える。	ご指摘の点を踏まえ、該当のグラフに以下の注釈を追記します。 ➡※平成 27 年より総人口に外国人住民を含む
2	■自動運転タクシー・マイクロバス等の試験運用の誘致について(意見) 茂原市における将来の地域公共交通のあり方として、自動運転タクシー・マイクロバス等の試験運用を、市として積極的に誘致・検討していただきたいと考えます。近年、国は「スマートモビリティチャレンジ」等を通じ、自動運転バスやオンデマンド交通の実証を全国で推進しており、茨城県日立市ではレベル 4 自動運転バスの営業運行が始まるなど、自動運転は既に社会実装段階に入りつつあります。 また、他の自治体でも次のような取組が進んでいます。 ・茨城県日立市 中型バスによるレベル 4 自動運転の営業運行を開始し、限定エリアで運転操作のすべてを自動化したバスを、国の支援のもとで継続運行しています。 ・千葉県横芝光町 小型 EV 自動運転バスを導入し、東陽病院・横芝駅前・商業施設(ピアシティ横芝光)などを結ぶルートで公道実証を行い、高齢化やドライバー不足への対応を図っています。 ・千葉県柏市(柏の葉地区) 柏の葉キャンパス駅と大学キャンパス等を結ぶ自動運転バスの公道実証を継続し、路上駐車への対応やバスベイ整備など、道路空間側の改良も含めて検証しています。 ・千葉市・幕張新都心 国家戦略特区の枠組みを活用し、自動運転モビリティや AI オンデマンドバス、Maas の実証を行い、広いエリアでの回遊性向上と徒歩負担の軽減に取り組んでいます。 ・和歌山県太地町 高齢化率が約 45%の小規模自治体において、5 人乗り自動運転電動カートで、スーパー・病院・役場等の生活拠点を結ぶ移動サービスの実証を行い、高齢者の外出支援に活用しています。 このように、地方部や中規模都市においても、自動運転を活用した公共交通の実証や社会実装が着実に進んでいます。 一方で、茂原市は、県庁所在地や大都市と比べると人口密度が高すぎず、居	ご意見にある通り、市内の高齢化の進行や、ドライバー不足・高齢化が進行する中、従来の公共交通に限らない、新たな公共交通の導入について検討する必要があると考えています。 いただいたご意見については、関連計画の「茂原市地域公共交通計画」における「基本目標3(事業9)新たな公共交通導入可能性の研究」の推進にあたり、参考とさせていただきます。 交通空白地域における移動手段の確保に向けては、市民バス及びデマンド交通の運行サービスの拡充にも取り組んでまいります。本計画では、「第5節：テーマ3 総合交通体系」の中で、施策の方向性について記載しています。

住は広く分散している一方で、今後の高齢化率は 40%を超えると見込まれています。

市民の移動実態としては車社会であり、茂原駅周辺を含め、歩行者の絶対数は多くありません。また、関東平野の地形的特徴から、主要道路は道幅が広く、急カーブや急峻な地形も少ないという「自動運転車にとって扱いやすい道路環境」の条件を備えています。

現状、交通空白の解消のため、市民バス「モバス」やデマンド交通「ふれあい」が整備されていますが、運行エリア・本数には限りがあり、白子線やバイパス沿いの住宅地、本納地区など、依然として「バス停までのアクセス手段が乏しい地域」が残っています。

小湊バスについても運行頻度が低く、日常的な移動手段として活用するには難しい状況があります。

今後、高齢化の進展により免許返納者が増えれば、「病院・スーパー・市役所・駅等への移動をどう確保するか」はさらに大きな課題になると考えます。しかし、人口減少・ドライバー不足が進むなかで、従来型の路線バスを増便し、運転手を新たに確保していくことは現実的に難しくなっていきます。そこで、

- ・ タクシー形式・マイクロバス形式の自動運転車
- ・ バイパスや白子線などの主要道路沿いを活用したオンデマンド型の運行
- ・ 茂原駅および病院・商業施設・公共施設を結ぶ短距離の自動運転シャトル

といった形で、自動運転モビリティの**試験運用を茂原市として誘致・検討すること**を提案いたします。

国土交通省は、自動運転移動サービスの社会実装に向けた自治体向けの手引きや、自動運転バス導入費用を支援する補助金制度（自動運転社会実装推進事業）を既に用意しており、自治体はこれらを活用することで財政負担を抑えながら実証事業に取り組むことが可能です。

茂原市は、

- ・ 歩行者が少なく道幅が広い、見本的な道路環境
- ・ 高齢化が進む一方で、既存バス・デマンド交通だけでは十分にカバーしきれていないエリア

という特徴を持つことから、自動運転車開発企業や国の実証プロジェクトにとっても「典型的な地方中核都市モデル」として位置づけやすいと考えられます。総合計画後期基本計画において、地域公共交通の維持・確保の方策として、自動運転タクシー・マイクロバス等の**試験運用の誘致と、国の補助制度を活用した実証事業の検討**を位置づけていただければ幸いです。

3	P37 ①多様な人材の活躍推進 女性のみならず若者及び公募委員を増やす 目標値各々30%	本施策は、性別や年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様な人材が地域で活躍できる環境づくりを目指すものであり、若者や公募委員の参画拡大は重要であると認識しております。 一方で、重要業績評価指標（KPI）は、施策の進捗状況を客観的かつ継続的に把握できる指標として設定する必要があることから、本計画では、国の指針等を踏まえ、審議会等における女性委員の登用率を指標として設定しております。 なお、若者や公募委員の参画につきましては、今後の審議会運営等において配慮するとともに、施策推進の参考とさせていただきます。
4	P61 施策3 (2) 防災・防犯教育の充実に以下を加える ・不審者・性被害者、薬物等から身を守るため、外部団体からの講師や様々な方法で学ぶ機会を設ける	「第1節：テーマ2学校教育-施策3健やかな身体の育成-(2) 防災・防犯教育の充実」を以下のとおり修正するとともに、いただいたご意見については、具体的な事業の推進にあたっての参考とさせていただきます。 ➡・今後も加速が見込まれる情報化“などの現代社会における諸課題”に対応するため、児童生徒及び保護者も含めて研修会を開催するなど、関係機関と連携し、インターネットやSNS の適切な利用と犯罪防止に関する教育の充実を図ります。
5	P62 誰ひとりとり残さないために不登校児童生徒に関する内容を(7)に加える。 ・校長リーダーのもと全職員が不登校に関する理解を深め、不登校児童生徒に寄り添い、学校全体で組織的な支援が可能になるよう校内協力体制を確立する。 ・きめ細やかな相談、情報提供、安心できる居場所や学び、合理的配慮、関係機関と連携した支援など1人ひとりの状況や思いに即した対応をする。 ・教育委員会に不登校に関する相談窓口を設けると共に、各学校での相談との連携と把握に努める。 P62 不登校児童生徒が(平成6年度小学生138人、中学生130人)年々増えており、要因は様々で状況も1人ひとりちがい多様な対応を求められることから、学びの場として選択できる「学びの多様化学校」(特別な教育課程が編成できる)を、廃校を活用して分校型での設置に向け検討し、不登校児童生徒のニーズに対応した学びの場づくりを推進する。	「誰ひとりとり残さないために不登校児童生徒に関する内容」に関しましては、本計画では「第1節：テーマ2学校教育-施策4 安心して学べる教育環境の整備-(4) 個に応じた児童の充実」において、施策の方向性を記載しております。施策については、関連計画の「茂原市教育施策の大綱」において記載する予定であり、いただいたご意見は具体的な事業の推進にあたっての参考とさせていただきます。 「学びの多様化学校」に関する本市の方針としましては、設置の検討よりも、不登校児童生徒の受け皿として設けている校外教育支援センターの機能充実を図ってまいります。

6	P69 施策I (1) 青少年健全育成の充実 ・次代を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、心身の状態・置かれている状況にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、様々な取り組みにおいて意見を聞き、可能な限りその意見の尊重に努めます。	ご意見にある『すべてのこどもの権利擁護や健やかな成長』といった考え方については、「こども基本法」等において、すでに基本的な理念として位置づけられており、市としても重要であると認識しております。 一方で、総合計画は“最上位のまちづくりの計画”として市政全体の施策の方向性を簡潔に示すものであることから、個別の分野に関する理念的な内容を詳細に記載することは、計画の目的や計画全体の構成・バランスの観点から適当ではないと考えます。 また、ご意見にある『様々な取り組みにおいて意見を聞き、可能な限りその意見の尊重に努めます』についても、本施策に限定するものでなく、すべてのまちづくり分野において重要であることから、本計画では「第6節：テーマ1協働のまちづくり」において、市民等から意見を聴く機会の充実について記載しています。
7	P77 (3) 安全で快適な遊び場づくり ・児童が安心して遊ぶことができる場所を確保するため、児童遊園の遊具の点検・修繕・設備や留意事項としての児童厚生員の役割や安全・適正な管理運営のための協議会など計画的に整備を図る。 ※標準的児童遊園設置運営要綱を参考に記す ・児童センターは0歳から18歳までのすべての子どもを対象に遊び(運動)交流、体験や学びを通して地域の子どもたちの健全育成と子育て支援を行う施設ですが「こどもの居場所」として、小中高世代に対応するなどの機能強化が今求められています。設備、遊具、児童厚生員の適正配置もと、支援内容の充実・相談など子育て環境の拡充を図る。 ※「児童館ガイドラインの改正についての通知」(令和6年12月3日)…児童厚生員の職務など「児童館設置運営要綱」…児童センターの機能設備、児童厚生員の配置人数等。 上記をふまえて児童センターの拡充を記して下さい。	遊具の点検、修繕については優先度を検討しながらすすめており、本計画では「第2節：テーマ2子育て支援-施策1総合的な子育て支援の充実-(3) 安全で快適な遊び場づくり」において、施策の方向性を記載しています。児童厚生員の配置や協議会設置については、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 児童センターにつきましては、ご意見のとおり、こどもの居場所としても充実を図ってまいりたいと考えております。総合計画として、個別具体の事業について記載はいたしません。設備、遊具、児童厚生員の適正配置等につきましても、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

8	P78 施策2(3)を加える ※「こども基本法」「こども大綱」などを基に「こどもの居場所づくり指針」が策定され既存の施設を活用した「児童遊園」「児童センター」学校の放課後における「放課後こども教室」がこどもの居場所づくりとして拡充が求められています。 P78(3)放課後こども教室は全ての児童生徒を対象に小学校の空き教室や体育館、外遊びなど地域のボランティアの協力のもと、安心安全な居場所として設置され、様々な活動を通して子どもたちの育ちの支援につながることから、今後地域の課題として、学校におけるコミュニティ・スクールなど、状況に応じて実施について模索する。	ご指摘の点につきましては、「第1節：テーマ1生涯学習-施策1学習機会・内容の充実-(2)地域教育力の向上」及び「施策2生涯学習体制の強化-(1)コミュニティ・スクールの整備」において、施策の方向性を記載しています。
9	P78 施策3配慮を必要とする子どもや家庭への支援 誰ひとりとり残さないためにまちなかりびんぐのイメージの第三の居場所として(4)として児童育成支援拠点事業を加える (4)養育環境に課題をかかえる学齢期のこどもの居場所 児童養育支援拠点事業として養育環境をかかえる家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所を開設し、児童とその家庭のかかえる多様な課題に応じて生活環境や学習サポート、食事の提供、送迎等の相談などを行うとともに、必要に応じて児童・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個人の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待防止、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。	ご意見のとおり、養育環境に課題を抱える家庭や児童にとっても必要な事業と認識しておりますが、事業の実施には課題も多い状況です。 貴重なご意見として承り、関連計画の「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、今後関係機関と協議してまいります。
10	誰ひとりとり残さないためにヤングケアラーに対する支援(5)を加える (5)本来大人が担う家事や家族の世話を過度に行うこどもの負担を軽減し、こどもらしい生活が送れるように学校、地域包括支援センター、医療機関など関係機関の連携、相談窓口(子育て支援センター電話、LINE など)、スクールカウンセラーと協力して出前講座などによる理解促進、動画やマンガ・チラシなど様々な方法で周知を図り早期発見のもと支援につなげる。	ヤングケアラーへの支援につきましては、学校等関係機関と連携しながら支援につなげており、詳細については、関連計画の「第3期子ども・子育て支援事業計画」に記載しています。 出前講座等につきましては、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
11	P136 施策1 (1)広報の充実及び情報化対応の推進 次を加える(三行) 市政だより(毎月)ある程度スペースを確保し、まちづくり協議会や市民活動団体を紹介、活動の周知や身近な話題として関心を広め、また、活動団体の活性化へつなげる ※市政だより(毎月)に特別な市民ではなく、茂原市を住みよく、より良くしようとする活動が紹介されることは茂原市のポジティブな印象が広がる。	広報もばらにつきましては、市民が必要としている市政情報等を限られたページで発信しております。多くの情報があるなかで、毎月のスペース確保は困難であり、団体等の紹介を希望する場合は、担当課を通じ掲載依頼をしていただけたらと思います。 今後もより多くの市民の皆さまに目を通していただける広報紙づくりに努めるとともに、さまざまな情報を迅速かつ的確に発信してまいりますので、ご理解の程お願いいたします。

12	P137 施策2 (3)まちづくり条例の適正な運用 地域まちづくり協議会を加える ・地域まちづくり協議会は、地域の課題など話し合い解決に向けて活動するしくみとしてあり、学校区を単位として様々な団体や個人、事業者など地域で活躍する様々な主体が集まり、自主的・自発的に設置されていますが、最初の一步として行政が地区を対象に「地域まちづくり講座」を開催し設立を後押しする。 これまでにない人口減少する中で、地域における様々な人や団体、これまでそれぞれの目的のために活動していたが、それを横串にさし、つながり、新たな横のつながりづくりとして地域まちづくり協議会は有効な方策で活用を図る。	本計画では「第6節：テーマ1協働のまちづくり-施策2市民の市政参加の機会充実」において、市民の市政参加の機会充実について記載しています。総合計画として、個別具体の事業の記載はいたしません。貴重なご意見として承ります。 なお、地域まちづくり協議会については、茂原市まちづくり条例第17条に基づき、引き続きその設立と運営に対する支援に努めてまいります。
13	天然記念物については、植物や森林に関する知識経験をもとに、既にこれまでに何度か現状に関する情報提供を行い、また科学的に正確ではない理解及び解説について指摘し正確な知識の提供を行ってきました。それらを踏まえての提言です。 67ページ以降、 「第1節 人が育ち文化と歴史がとけあうまち【教育文化】」 「テーマ4 文化芸術」に関する意見 ◆項目1:67ページ 茂原市の現況と課題 ◆意見内容 天然記念物に関する記載が見当たりません。以下のように加筆します。 「●天然記念物は、自然科学的に価値の高いものであって、茂原市民にとっても、地域の自然や人との歴史的関わりを理解する上でとても大切な文化財です。有識者や市民の協力を求めながら、これらの価値を明らかにし、保全していく必要があります。」	ご指摘の点につきましては、「第1節：テーマ4文化・芸術-施策3 伝統文化の維持継承・振興-(1)文化財の保護・保存」において、施策の方向性を記載しています。

14	◆項目2:68ページ 施策 ◆意見内容 天然記念物に関する記載が見当たりません。令和2年に行われたパブコメでは、伝統文化に含まれるとの回答でしたが、文化財保護法ではそのような定義や記載はなく、一般論としてもそのような理解はされていません。 そこで、新たに施策4として、以下のように加筆します。 「施策4 天然記念物の保全」 「(1)現況調査の実施 関係機関や有識者、市民の協力を求めて現況について調査、把握し、指定解除を含む適切な保全対策を進めます。 (2)関連情報の収集 市民などから市内の自然に関する情報を収集し、新たな指定を含む適切な保全対策を進めます。 (3)普及啓発 有識者や市民の協力を求めて、学校などとも連携を図りながら、市民への普及啓発を進めます。」	ご指摘の点につきましては、「第1節:テーマ4文化・芸術-施策3 伝統文化の維持継承・振興-(1)文化財の保護・保存」において、施策の方向性を記載しています。
15	128 ページ以降、 第5節《都市環境》テーマ6公園・緑地 に関する意見 ◆項目1:128ページ 基本方針 ◆意見内容 以下、加筆・修正(下線部)をします。 「豊かな生活を支える自然環境、グリーンインフラであるとの認識と併せて、生物多様性条約第15回締約国会議(2022年12月)で定められた目標であるネイチャーポジティブの理念を重視して、官民を含めた多様な主体との連携を図りながら保全・利活用の中長期的な視点で計画的に取り組むみ、茂原公園をはじめとする都市公園などの整備充実を進め、自然と共生する緑の豊かさを実感でき、誰もが快適に過ごせる居心地の良いオープンスペースとしての空間づくりによる持続可能なまちづくりを目指します。」	ネイチャーポジティブ等については、「第5節:テーマ6公園・緑地」における基本方針の中で、類似する趣旨のグリーンインフラについて記載しています。 いただいたご意見については、「施策1公園の整備-(3)緑の基本計画の策定」にあたり、参考とさせていただきます。

16	◆項目2:128ページ 社会全体の現況と課題 ◆意見内容 近年の気象の激甚化を踏まえて、以下のとおり加筆します。 「●近年、気象の激甚化による災害が全国で問題になっています。茂原公園においても、この数年に、これまでになかった大規模斜面崩落災害が度々(令和元年10月、令和3年7月、令和5年9月)発生しています。今後このような災害を防止するためには、森林生態系や災害防止機能を重視した管理方法を検討する必要があります。 ●令和2年以降数年にわたり、千葉県内外で通称ナラ枯れ被害が発生し、同公園内でも、市民団体の協力によりナラ枯れ被害とそれに伴ってカエンタケ(猛毒キノコ)が確認されました。今後とも市民団体の協力を得ながら、森林生態系の状況を注視、把握して、適切な管理方法を検討する必要があります。」	気象の激甚化等については、「第5節:テーマ6公園・緑地」における「現況と課題～社会全体の現況と課題～」の中で、気象変動や生物多様性について記載しています。 また、ナラ枯れ被害については、「第5節:テーマ6公園・緑地」における「現況と課題～茂原市の現況と課題～」の中で記載されている、公園の適切な維持管理の必要性に含まれます。
17	◆項目3:129ページ 施策1 公園の整備 ◆意見内容 以下のとおり加筆(下線部)します。 ・公園の維持管理への住民参加を促進するため、自主管理組織の育成や活動への支援を実施します。また専門的知識を有する市民団体との協働による公園の維持管理を引き続き促進します。これら住民参加による公園の維持管理により、地域住民の公園に対する愛着心を深め、公園利用の活性化を図ります。	専門的知識を有する市民団体との協働による公園の維持管理については、「第5節:テーマ6公園・緑地-施策1公園の整備-(1)公園の施設整備」の中で記載されている「自主管理組織の育成や活動への支援」及び「住民参加による公園の維持管理」に含まれます。
18	環境保全課の業務として、茂原市 HP では、「自然環境の保全」と明記しています。また、令和2年の茂原市内におけるナラ枯れ被害については、関連知識のある私が最初に発見し、市の複数の関係部署に情報提供し、それがきっかけで一部の部署が対策を講じました。 一方、令和2年の関連するパブコメの一部については、「・・・市行政全体に関わり、また広域的に取り組むべき課題であります。(中略)そのような機運の高まりは現在のところ見られず、時期尚早であると考えます。」との回答でした。それから5年経過した今、水害対策については市原市長のもと、組織横断的体制が実現しました。自然環境保全に関しても、役所独特の縦割りの壁を排除して同様の取り組みが必要です。以下は、それらのことを踏まえての提言です。 133ページ以降、第5節《都市環境》 テーマ8環境保全 基本方針 に関する意見 ◆項目1 133ページ 基本方針 ◆意見内容 以下のように加筆(下線部)します。 「・広域的な連携のもとにごみ・し尿を適切に処理し、清潔な暮らしの環境を整えます。また、市民・事業者の自発的な行動を促しながら、環境美化や自然環境保全、地球温暖化対策を推進します。」	「第5節:テーマ8環境保全」については、廃棄物処理、生活環境対策、地球温暖化対策といった生活環境の保全に係る取組を主要なテーマとしております。自然環境の保全については、各分野の施策において、必要に応じた連携や配慮を行っており、本計画では「第4節:テーマ2河川等」「第5節:テーマ6公園・緑地」において、課題や施策の方向性について記載しています。

19	◆項目2 133ページ 社会全体の現況と課題 ◆意見内容 以下のとおり加筆します。 「●生物多様性条約第15回締約国会議(2022年12月)で定められた目標であるネイチャーポジティブの理念を重視して、組織横断的な体制を構築し、自然環境保全対策について検討する必要があります。」	ネイチャーポジティブの理念は重要であると認識していますが、「第5節:テーマ8環境保全」の主要なテーマは生活環境の保全であると認識しています。 上記のとおり、自然環境の保全については、本計画の「第4節:テーマ2河川等」「第5節:テーマ6公園・緑地」において課題や施策の方向性について記載しています。
20	◆項目3 133ページ 茂原市の現況と課題 ◆意見内容 以下のとおり加筆します。 「●茂原市内には、茂原公園や、主に西部に広がる里山、天然記念物に指定されている社寺林など、生物多様性に富む豊かで貴重な自然環境が広がっています。これらの自然を保全するために、茂原市環境条例第3条(基本理念)のうち、環境の自然的構成要素に関する第3項に基づき、また生物多様性条約第15回締約国会議(2022年12月)で定められた目標であるネイチャーポジティブの理念を重視して、組織横断的な体制を構築し、自然環境保全対策について検討する必要があります。 ●令和2年以降、茂原市内でも大量に発生した通称ナラ枯れ被害においては、市として適切かつ迅速な対応ができたとは言えません。今後は、市内の自然環境の変化、異変について注視、把握し、組織横断的な対応を検討する必要があります。」	ネイチャーポジティブの理念は重要であると認識していますが、「テーマ8環境保全」の主要なテーマは生活環境の保全であると認識しています。 また、ナラ枯れ被害については、「第5節:テーマ6公園・緑地」における「現況と課題～茂原市の現況と課題～」の中で記載されている、公園の適切な維持管理の必要性に含まれます。
21	◆項目4 135ページ 施策 ◆意見内容 新たに「施策5 自然環境の保全」を以下のとおり加筆します。 「●ナラ枯れ被害対策などを含む自然環境の保全について、自然環境保全(環境保全課)、茂原公園(都市整備課)、天然記念物(生涯学習課)、森林環境整備(農政課)、景観保全及び開発行為(都市計画課)など、各担当者が連携して、組織横断的な取り組みを推進します。」	自然環境の保全については、各分野の施策において、必要に応じた連携や配慮を行っており、本計画では「第4節:テーマ2河川等」「第5節:テーマ6公園・緑地」において課題や施策の方向性について記載しています。
22	◆項目4 135ページ 施策 ◆意見内容 新たに「施策5 自然環境の保全」を以下のとおり加筆します。 ●市内に生育生息する絶滅危惧種や特定外来種について把握し、保全対策を講じます。」	総合計画として、取組の詳細について記載はいたしません が、絶滅危惧種保護や外来生物対策については、現状、県等と連携して対応しています。